2021
令和3年6月現在

県・市町融資制度のご案内

ガンバル中小企業者の可能性を
力強くアシストします

Contents

1.信用保証料 …… P.1
2.新型コロナウイルス感染症の影響を受ける
中小企業者への支援 …… P.3
3.NPO法人の保証利用について …… P.5
4.岡山県制度 …… P.6
5.市町制度（本所管轄）…… P.13
6.市町制度（倉敷支所管轄）…… P.21
7.市町制度（津山支所管轄）…… P.29
8.信用保証料率・割引一覧（抜粋）…… P.33

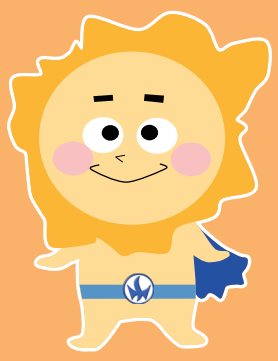

さにまるくん

OKAYAMA GUARANTEE
岡山県信用保証協会

おかやま
子育て応援宣言企業

1 信用保証料

信用保証料は、ご利用になる保証制度、借入金額、期間、返済方法に応じ、所定の料率、方法により計算されます。なお、調査料、相談料、用紙代などは一切いただいておりません。

1 信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の皆さまの経営状況に応じ、9区分の料率体系となっております。なお、平成19年10月1日から責任共有制度が導入され、「責任共有制度の対象となる場合」と「責任共有制度の対象とならない場合」の2つの信用保証料率体系が定められております。「小口零細企業保証制度」等の一部の保証制度を除いて、ほとんどの保証制度が責任共有制度の対象になります。このほかにも、特定の目的や資金使途の場合、信用保証料率が低く設定されている保証制度（経営安定関連（セーフティネット）保証等）もございます。

2 信用保証料率一覧

制度融資については、政策的な見地から協会で独自に定める基準保証料率よりも優遇された保証料率体系となっております。

（単位：%）

責任共有制度の対象となる場合		信用保証料率区分								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県制度	「経営革新資金」保証料率（※1）	1.32	1.20	1.04	0.88	0.72	0.70	0.70	0.50	0.35
	「事業承継対策資金」保証料率（※2）	0.80	0.70	0.59	0.49	0.42	0.41	0.40	0.30	0.20
	保証料率Ⅰ	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45
市町制度	保証料率Ⅱ（※3）	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45
	保証料率Ⅲ（※4）	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45
	岡山市制度「事業承継支援特別保証資金融資」（※2）	1.08	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

※1 経営革新関連保証、先端設備等導入関連保証を利用した場合、0.70%
※2 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合
※3 市町小口他（※4を除く。）
※4 岡山市……中小企業一般資金保証融資（特別小口融資、小口零細資金融資、新事業創出資金融資を除く。）及び中小企業事業承継等資金保証融資
備前市……商工振興融資斡旋　瀬戸内市…小口資金融資　和気町……中小企業振興資金融資

（単位：%）

責任共有制度の対象とならない場合		信用保証料率区分								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県・市町制度	小口零細企業保証料率	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50

3 信用保証料の計算

● **一括返済の場合**

信用保証料＝借入金額×信用保証料率×保証期間（月）÷12

計算例①：借入金額1,000万円、保証期間1年、信用保証料率0.92%の場合
信用保証料＝1,000万円×0.92%×12か月÷12＝92,000円

● **分割の場合（均等返済）**

信用保証料＝借入金額×信用保証料率×保証期間（月）÷12×回数別係数

計算例②：借入金額1,000万円、保証期間5年（回数別係数0.55）、
信用保証料率0.92%の場合
信用保証料＝1,000万円×0.92%×60か月÷12×0.55＝253,000円

※据置期間、据置金額のある場合は計算式が異なります。

● 回数別係数

返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
2～6回	0.70	0.77
7～12回	0.65	0.72
13～24回	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

令和3年7月26日以降、不均等返済の場合は、不均等分割係数が適用されます。

4 信用保証料率の割引

次に掲げる要件に該当した場合は、前記の信用保証料率から一定の割引を行います。
割引が適用される制度については、33、34ページの信用保証料率・割引一覧（抜粋）をご参照ください。

種 類	割引率	対 象
有担保割引	▲0.1%	有担保保証の場合で一定の割引を行うこととしている場合 ※保証の種類によっては、有担保による割引の対象外となることがあります。 例えば経営安定関連（セーフティネット）保証の場合には、有担保割引はありません。
会計参与設置割引	▲0.1%	会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合

令和4年3月31日までの保証申込受付分が対象となる割引

種 類	割引率	対 象
小規模企業支援割引	▲0.2%	主に小規模企業者を融資対象とした「岡山県小規模企業支援資金（一般・小口零細）」及び各「市・町小口資金」を利用して保証を受ける場合 ※経営安定関連（セーフティネット）保証など一部割引の対象とならない場合があります。
創業資金割引	▲0.2%	創業者を対象とする融資制度を利用して保証を受ける場合
事業承継支援割引	▲0.2%	①経営承継関連保証を利用する場合 ②特定経営承継関連保証を利用する場合 ③経営承継準備関連保証を利用する場合 ④特定経営承継準備関連保証を利用する場合 ⑤事業承継サポート保証を利用する場合 ⑥岡山県制度「事業承継対策資金」を利用する場合（事業承継特別保証の対象となる場合を除く） ⑦岡山市制度「事業承継支援資金融資」を利用する場合

※上記割引は重複適用されません。

5 信用保証料のお支払方法

● 一括払いの場合

融資実行時に金融機関にて全期間分を一括でお支払いただきます。

● 分割払いの場合

保証期間が2年を超える保証の場合には、信用保証料の分割払い（年払い）を選択していただくことが可能です。
分割回数及び全期間分の信用保証料に対する各回の割合は、下表のとおり保証期間に応じたものとなります。
分割払いを希望される場合には、「信用保証委託申込書」の「保証料分納希望」の欄の「2有」を選択してください。

保 証 期 間	回 数	初 回（借入時）	2回目（1年後）	3回目（2年後）	4回目（3年後）	5回目（4年後）	6回目（5年後）	7回目（6年後）	8回目（7年後）	9回目（8年後）	10回目（9年後）
2年超4年以下	2回	75%	25%	–	–	–	–	–	–	–	–
4年超6年以下	3回	60%	30%	10%	–	–	–	–	–	–	–
6年超8年以下	4回	45%	35%	15%	5%	–	–	–	–	–	–
8年超10年以下	5回	35%	30%	20%	10%	5%	–	–	–	–	–
10年超12年以下	6回	30%	20%	20%	15%	10%	5%	–	–	–	–
12年超14年以下	7回	25%	20%	20%	15%	10%	5%	5%	–	–	–
14年超16年以下	8回	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%	5%	–	–
16年超18年以下	9回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	5%	–
18年超　※	10回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	3%	2%

※令和3年7月26日以降、保証期間18年超の場合、合計10回の保証料分納が可能となります。

6 信用保証料差引計算について

令和3年7月26日以降、信用保証料差引計算が開始されます。借換保証（同時決済条件）の際、新規融資に係る保証料から完済となる保証の返戻保証料を差引いて保証料を請求いたします。（一部対象外となる制度・ケースがございます。）

2 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への支援

当協会は新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた中小企業者の皆様の支援を行っております。

●岡山県融資制度「危機対策資金」について

融資対象者	次のいずれかに該当する中小企業者または組合 ⑴危機関連保証に該当する旨の認定を受けている ⑵セーフティネット保証4号に該当する旨の認定を受けている ⑺伴走支援型特別保証の対象となる（新型コロナ特別対応）
融資限度額	8,000万円以内（既存の危機対策資金と合算） 融資対象者⑺の場合は4,000万円以内
融資期間	10年以内（据置期間2年以内、ただし融資対象者⑺の場合は5年以内）
融資利率	融資対象者⑴⑵の場合は年1.15%以内 融資対象者⑺の場合は当初3年間年0.50%以内、4年目以降年1.15%以内
保証料率	融資対象者⑴の場合は年0.70%以内 融資対象者⑵の場合は年0.80%以内 融資対象者⑺の場合は年0.20%以内（※） （※）条件変更に伴い生じる信用保証料については年0.85%、ただし、一定の条件下で連帯保証人を付さない場合は年1.05%
備考	各市町村長の認定を受け、保証協会へ認定書を提出してください。認定書はコピーで差支えありません。

●岡山市融資制度「体質改善資金」について（岡山市体質（コロナ））

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同時期に比べ5%以上減少が見込まれ、市長の認定を受けた市内中小企業者等
融資限度額	5,000万円（既存の体質改善資金と合算）
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	年1.30%
保証料率	年0.45%～1.76% 年0.70%（危機関連保証・セーフティネット保証（責任共有対象）の場合） 年0.80%（セーフティネット保証（責任共有対象外）の場合）
備考	借換資金は対象外です。 岡山市長が認定した、岡山市中小企業体質改善資金融資認定申請書（新型コロナウイルス）を提出してください。 危機関連保証・セーフティネット保証を利用する場合は、岡山市長の認定を受け、保証協会へ認定書を併せて提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。
取扱期間	申込受付日が令和2年3月2日から令和4年3月31日まで

●津山市融資制度「小口資金」について（津山市災害（コロナ））

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同時期に比べ5%以上減少することが見込まれる中小企業者等
融資限度額	500万円（既存の津山市中小企業融資と合算で3,500万円まで）
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.80%
保証料率	年0.25%～1.32% 小規模企業資金割引の適用により所定保証料率より0.2%引き下げた保証料率となります。 年0.70%（危機関連保証・セーフティネット保証（責任共有対象）の場合） 年0.80%（セーフティネット保証（責任共有対象外）の場合）
備考	借換資金は対象外です。 危機関連保証・セーフティネット保証を利用する場合は、津山市長の認定を受け、保証協会へ認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。
取扱期間	申込受付日が令和2年3月9日から令和4年3月31日まで

●経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号について

概　　要	幅広い業種で影響が生じている地域について、通常の保証限度額（最大2.8億円）とは別枠（最大2.8億円、5号と同枠）で借入債務の100%を保証する制度
対　象　地　域	全都道府県
融　資　対　象　者	次の全ての要件に該当する方 ⑴対象地域において1年間以上継続して事業を行っている中小企業者 ⑵直近1か月の売上高又は販売数量（建設業では完成工事高又は受注残高）が前年同月比20%以上減少の実績があり、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少が見込まれる ※売上高等の減少について、市町村長の認定が必要です
備　　考	各市町村長の認定を受け、保証協会へ認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。

●経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号について

概　　要	特に重大な影響が生じている業種について、通常の保証限度額（最大2.8億円）とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証する制度
対　象　業　種	全業種
融　資　対　象　者	次の全ての要件に該当する方 ⑴対象業種に属する中小企業者 ⑵直近1か月の売上高又は販売数量（建設業では完成工事高又は受注残高）が前年同月比5%以上減少の実績があり、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少が見込まれる ※売上高等の減少について、市町村長の認定が必要です
備　　考	各市町村長の認定を受け、保証協会へ認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。

●危機関連保証について

概　　要	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により、著しい信用収縮が生じた全国・全業種の中小企業者（保証対象業種に限る）を対象として、通常の保証限度額（最大2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（最大2.8億円）とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度
融　資　対　象　者	次の全ての要件に該当する方 ⑴金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている ⑵直近1か月の売上高又は販売数量（建設業では完成工事高又は受注残高）が前年同月比15%以上減少の実績があり、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比15%以上減少が見込まれる ※売上高等の減少について、市町村長の認定が必要です
備　　考	各市町村長の認定を受け、保証協会へ認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。

●新型コロナウイルス感染症の金融支援についての経営相談窓口の設置

窓口営業時間　平日　月曜日～金曜日（祝日を除く）　午前9時～午後5時10分

担当窓口	住所	電話番号	担当地域
本所 保証経営支援部	岡山市北区野田2-12-23	086-243-1122	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷支所	倉敷市大島54-2	086-425-3103	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
津山支所	津山市大手町3-4	0868-22-7276	津山市、真庭市、美作市、鏡野町、美咲町、久米南町、奈義町、勝央町、新庄村、西粟倉村

●新型コロナウイルス感染症に関する経済産業省からのお知らせ

経済産業省のホームページでは、新型コロナウイルス感染症による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策等、様々な情報が掲載されています。（https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html）

3　NPO法人の保証利用について

NPO法人が中小企業信用保険法の改正に伴い平成27年10月から保証対象となりました。
中小企業信用保険法の改正によるものであるため、中小企業信用保険法を引用していない法律を根拠とする特例保険は利用できません。経営安定関連特例（セーフティネット保証）など利用可能な保険もあります。
各自治体制度は、それぞれ対象者が決められているため、自治体によって利用可否が異なります。また、特別小口保険に係る保証でも、一般の会社などと異なり責任共有対象になります。（セーフティネット保証など別の理由で責任共有対象外となる場合を除きます。）

＜利用可能な特例保険＞

・災害関係特例保険
・経営安定関連特例保険（セーフティネット保証）
・東日本大震災復興緊急特例保険
・地域伝統芸能等関連特例保険
・周辺地域整備関連特例保険
・地域経済牽引事業関連特例保険
・危機関連特例保険
・商店街活性化促進事業関連特例保険
・新技術等実証関連特例保険
・革新的データ産業活用関連特例保険

＜保証利用可否一覧＞

自治体	制　度　等	利用可否	自治体	制　度　等	利用可否
岡山県	全制度	×	玉野市	全制度	○
岡山市	一般資金融資	○	笠岡市	小規模企業対策資金	○
	特別小口融資	×		小口零細企業保証	×
	小口零細資金融資	×	井原市	全制度	×
	中小企業振興資金融資	○	総社市	小口資金	○
	短期安定資金融資	○		特別小口資金	×
	中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金保証融資	○	高梁市	中小企業振興資金	○
	経営安定資金融資・体質改善資金融資	○	新見市	全制度	○
	大型店等進出対策資金	○	備前市	商工振興融資	×
	緊急対策資金融資	○	瀬戸内市	小口資金融資	×
	中小企業公害防止施設改善資金保証融資	○	赤磐市	商工業振興資金	○
	新事業創出資金融資	×	真庭市	小口資金	○
	創業資金融資	×		小口零細企業資金	×
	中小企業事業承継等資金保証融資	×	美作市	全制度	×
倉敷市	小口資金	○	浅口市	小規模企業対策資金	×
	特別小口資金	○	和気町	小口資金	○
	小口零細資金	×	早島町	中小企業低利融資	○
	企業安定資金	○	里庄町	小規模企業対策資金	×
	創業等支援資金	×	矢掛町	小口資金	○
	創業サポート特別資金	×	鏡野町	中小企業振興資金	○
	公害防止施設改善資金	×	勝央町	全制度	×
津山市	小口資金	○	奈義町	中小企業融資	×
	特別小口資金	○	久米南町	商工業融資	○
	小口零細企業資金	×	美咲町	商工融資	○

4　岡山県制度

【岡山県制度をご利用になる場合の注意事項】

●県内に主たる事務所を有しており、原則として1 年以上継続して協会の保証対象事業を営んでいることが必要です。
※新規創業資金・事業承継対策資金は除きます。

●融資金額は10万円単位です。

●認定及び推薦の有効期限は6か月以内です。

●県外に設置される設備については、原則として対象となりません。

●融資利率は変動金利です。

●償還方法は原則として毎月分割返済です。(小規模企業支援資金及び事業活性化短期資金において融資期間1年以内の場合は一括償還が可能です。)

●保証の申込窓口は、取扱金融機関又は協会となります。

●県税を滞納していないことの証明書等、以下の確認書類が必要です。

●融資利率については上限金利が定められている制度もあります。

	確　認　書　類	発　行　先
個　　人	「県徴収金等の滞納がないこと。」という記載のある納税証明書(原本)	県民局・地域事務所
	県市町村民税の納税証明書(原本)又は領収印のある納付書(写し)	市　町　村
	「消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。」という記載のある納税証明書(原本)又は領収印のある納付書(写し)(その3の2)	税　務　署
法　　人	「県徴収金等の滞納がないこと。」という記載のある納税証明書(原本)	県民局・地域事務所
	「消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。」という記載のある納税証明書(原本)又は領収印のある納付書(写し)(その3の3)	税　務　署

取　扱　金　融　機　関		
中　国　銀　行　(本・支店)	西日本シティ銀行　(県内支店)	水島信用金庫　(本・支店)
百十四銀行　(県内支店)	トマト銀行　(本・支店)	津山信用金庫　(本・支店)
広　島　銀　行　(県内支店)	香　川　銀　行　(県内支店)	備北信用金庫　(本・支店)
伊　予　銀　行　(県内支店)	もみじ銀行　(県内支店)	備前日生信用金庫　(本・支店)
山陰合同銀行　(県内支店)	愛　媛　銀　行　(県内支店)	吉備信用金庫　(本・支店)
鳥　取　銀　行　(県内支店)	高　知　銀　行　(県内支店)	倉吉信用金庫　(県内支店)
阿　波　銀　行　(県内支店)	おかやま信用金庫　(本・支店)	笠岡信用組合　(本・支店)
四　国　銀　行　(県内支店)	玉島信用金庫　(本・支店)	商工組合中央金庫　(県内支店)
みずほ銀行　(県内支店)	朝銀西信用組合　(本・支店)	

融資制度		資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
小規模企業支援資金	（一般）	事業経営に必要な運転資金・設備資金 ※土地の取得資金を除く。	●小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合	一企業者　2,000万円以内 組　　合　5,000万円以内 ※融資限度額は小規模企業支援資金（小口零細）との合計
小規模企業支援資金	（小口零細）	事業経営に必要な運転資金・設備資金 ※土地の取得資金を除く。	●小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合であって、小口零細企業保証の対象となる方	一企業者（組合） 2,000万円以内 ※融資限度額は小規模企業支援資金（一般）との合計 ※既存の保証付き債務残高との合計で2,000万円以内
新エネ・環境対策資金		1. 融資対象者が1である場合は次のいずれかの資金 （1）新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置に必要な資金（土地の取得資金を除く。） （2）事業用のクリーンエネルギー自動車又は充電設備等の購入に必要な資金 2. 融資対象者が2である場合は次のいずれかの資金 （1）汚水防止施設等の公害防止施設の整備に必要な資金 （2）公害防止が困難な場合等の移転に必要な資金 （3）省エネルギー施設の設置に必要な資金 （4）再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備の設置又は改善に必要な資金 （5）フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC））使用施設の代替施設の設置又は回収装置等の導入に必要な資金	●次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1. 新エネルギーの導入を行う方 2. 環境保全を行う方（ただし、資金使途2（1）又は（2）の方は、知事の認定を受けた方に限る。）	一企業者（組合）　1億円
経済変動対策資金		1. 経営の維持・安定のために必要な運転資金・設備資金 ※土地の取得資金を除く。 2. 既存の保証付き融資の借換資金（一部対象とならない場合がある。）	●次のいずれかに該当し、経営の安定に支障をきたしている中小企業者又は組合 （1）特定中小企業者 （2）為替相場の変動により事業活動に影響を受けている。 （3）次のいずれかに該当する方 ①最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高　以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している。 ②最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期に比して5%以上減少している。	一企業者（組合） 8,000万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。

※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備考
10年以内	1.80%以内	保証料率I	原則として毎月分割返済 ※融資期間1年以内の場合にあっては一括返済とすることもできます。 （据置期間2年以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。 ※特別小口の場合は保証人・担保共に必要ありません。	－
10年以内	（1.65%以内）	小口零細企業保証料率 （責任共有対象外）	原則として毎月分割返済 ※融資期間1年以内の場合にあっては一括返済とすることもできます。 （据置期間2年以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。 ※特別小口の場合は保証人・担保共に必要ありません。	－
10年以内	1.80%以内	保証料率I	原則として毎月分割返済 （据置期間2年以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。 ※産業廃棄物の最終処分場は原則として担保物件とします。	●資金使途が2（1）又は（2）に該当する場合、県知事の認定書が必要となります。 （認定窓口： 岡山県産業労働部経営支援課）
10年以内	1.65%以内	保証料率I 融資対象者（1）の場合は、0.80%	原則として毎月分割返済 （据置期間2年以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	－

融資制度		資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
経営安定資金		1. 経営の安定のために必要な運転資金・設備資金 ※土地の取得資金を除く。 2. 既存の保証付き融資の借換資金（一部対象とならない場合がある。）	●次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障をきたしている。 (2) 認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営改善に取り組んでいる。	一企業者（組合） 8,000万円以内
経営革新資金		1. 融資対象者が（1）又は（2）である場合は、事業の実施に必要な運転資金・設備資金 ※土地の取得資金を除く。 2. 融資対象者が（3）である場合は、先端設備等導入計画における先端設備等の導入に必要な資金 ※土地の取得資金を除く。	●次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 中小企業等経営強化法第14条の規定により、国又は県が承認した経営革新計画に従って事業を行っている。 (2) 次のいずれかの要件に該当し、融資対象となる事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき、岡山県産業振興財団の推薦を受けている。 ①新分野進出、新商品又は新サービスの開発又は提供、販路開拓、取引拡大等を行っている。 ②自動車関連、新エネルギー、医療・福祉機器、航空機又は新素材の分野の事業を行っている。 ③繊維、耐火物、ステンレス加工又はバイオマス・CLT関連の分野の事業を行っている。 ④インバウンド等の観光関連の分野の事業を行っている。 (3) 生産性向上特別措置法第40条第1項に規定する特定市町村の認定を受けている。	一企業者（組合） 総額1億円以内 ※運転資金の場合 5,000万円以内
事業活性化短期資金	一般融資	事業経営に必要な運転資金	●1年以内に代金の回収が見込まれる売買契約、請負契約等を締結している中小企業者又は組合	一企業者（組合） 5,000万円以内 ※一般融資と流動資産担保融資を合わせて5,000万円以内
事業活性化短期資金	流動資産担保融資	事業経営に必要な運転資金	●事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有している中小企業者又は組合 ※棚卸資産については、法人のみが対象となります。 ※不動産売買業における不動産、中古自動車販売業における登録済中古自動車は本制度の棚卸資産に含まれません。	一企業者（組合） 5,000万円以内 ※一般融資と流動資産担保融資を合わせて5,000万円以内
新規創業資金		事業に必要な運転資金・設備資金 ※建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。	●次のいずれかに該当する方 (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する。 (2) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内（産業競争力強化法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた方は6か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する。 (3) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立する会社が事業を開始する具体的計画を有する。 (4) 事業を開始した日から5年を経過していない個人であって、当該事業を開始した日前に事業を営んでいない。 (5) 設立の日以後の期間が5年を経過していない会社であって、当該設立の日前に事業を営んでいない個人により設立された会社である。 (6) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに中小企業者である会社を設立し、当該設立の日から5年を経過していない。 ※これから事業を行う方にあっては、岡山県内に住所を有し、かつ、岡山県内に主たる事業所を設置する計画があることが必要です。	一企業者 2,000万円以内 ※創業等関連保証又は創業関連保証の限度額以内

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備考
10年以内	1.65%以内	保証料率I	原則として毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	–
10年以内	1.00%以内	「経営革新資金」 保証料率 融資対象者 (1)又は(3) の場合は、 0.70%	原則として毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	–
1年以内	1.80%以内	保証料率I	毎月分割返済 又は 一括返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	–
【根保証】 1年間 ※2回まで更新が可能。 (最長3年) 【個別保証】 1年以内	1.80%以内	0.68%	【根保証】 約定弁済又は随時弁済 【個別返済】 一括返済	【保証人】 法人代表者以外必要ありません。 【担保】 売掛債権・棚卸資産を譲渡担保として差し入れていただきます。ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみを譲渡担保として差し入れていただきます。	●信用保証書の有効期限は保証日の翌日から起算して60日です。
10年以内	(1.35%以内)	0.70%	原則として毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 必要ありません。 ※融資対象者(3)、(5)、(6)の場合は、原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	●証書貸付となります。

融資制度	資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
事業再生資金	1. 事業の再生に必要な運転資金・設備資金 ※土地の取得資金を除く。 2. 既存の保証付き融資の借換資金（一部対象とならない場合がある。）	●次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 岡山県産業振興財団が実施する岡山県中小企業再生支援協議会事業に基づく再生計画に従って事業再生を行っている。 (2) 認定支援機関（主要金融機関・外部専門家等）によって作成され岡山県経営改善支援センターが支援決定した経営改善計画書に従って事業再生を行っている。 (3) 岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所及び岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は岡山県中小企業支援センターが実施する岡山県中小企業経営改善等支援事業において作成した経営改善計画書に従って事業再生を行っている。	一企業者（組合） 8,000万円以内
事業承継 対策資金	1. 融資対象者（1）又は（2）である場合は、事業承継に必要な運転資金・設備資金（※） 2. 融資対象者（3）である場合は、事業承継に必要な運転資金・設備資金（※）及び既存の保証付き融資の借換資金 ※建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。	●次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 経営承継関連特例、特定経営承継関連特例、経営承継準備関連特例、特定経営承継準備関連特例に該当し認定を受けている。 (2) 事業承継計画に従い、事業承継を行っている。 (3) 事業承継特別保証の対象となる。	一企業者（組合） 8,000万円以内
働き方改革 応援資金	事業の実施に必要な運転資金・設備資金 ※建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。	●働き方改革を推進するための取組を行う次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 労働時間の短縮、休暇の取得促進、子育て応援、健康経営等に取り組んでいる。 (2) 職場環境の充実を目的とした施設又は設備の設置又は改修を行っている。 (3) 人手不足の解消を目的とした省力化設備の導入により、知事が別に定める程度に生産性の向上が見込まれることにつき、岡山県産業振興財団の推薦を受けている。	一企業者（組合） 1億円以内
危機対策資金	1. 融資対象者（1）から（3）又は（7）のいずれかの場合は、経営の維持及び安定のために必要な運転資金・設備資金 ※土地の取得資金を除く。 2. 融資対象者（4）である場合は、事業継続計画の策定又は実施に必要な資金 3. 融資対象者（5）である場合は、防災対策の実施に必要な資金 4. 融資対象者（6）である場合は、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の実施に必要な資金 ※建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む	●次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 (2) 経営安定関連（セーフティネット）保証1～4号及び6号の認定を受けた方 (3) 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている方 (4) 事業継続計画（BCP）を策定し、又は実施する方 (5) 防災対策を実施する方 (6) 中小企業等経営強化法第50条第1項又は同法第52条第1項に規定する経済産業大臣の認定を受けた方 (7) 伴走支援型特別保証の対象となる方（新型コロナ特別対応）	一企業者 8,000万円以内 ※融資対象者（7）の場合 4,000万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備考
15年以内	1.65%以内	保証料率I	原則として毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	●融資対象者(1)の場合は、岡山県産業振興財団が再生計画について審査済みであることを証する書類が必要となります。 ●融資対象者(1)又は経営サポート会議の支援を受けている場合には原則として事業再生計画実施関連保証での取扱いとなります。
10年以内	1.65%以内	保証料率I 融資対象者(3)かつ、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は、「事業承継対策資金」保証料率	原則として毎月分割返済 (据置期間2年以内ただし、融資対象者(3)の場合は、1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 融資対象者(3)の場合は、必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	ー
10年以内	1.00%以内	保証料率I	原則として毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	ー
10年以内	融資対象者(1)又は(2)の場合は、1.15%以内 融資対象者(3)から(6)のいずれかの場合は、1.65%以内 融資対象者(7)の場合は、当初3年間0.50%以内 4年目以降1.15%以内	融資対象者(1)の場合は、0.70% 融資対象者(2)の場合は、0.80% 融資対象者(3)から(5)のいずれかの場合は、保証料率I 融資対象者(6)の場合は、0.70% 融資対象者(7)の場合は、0.20% (条件変更等に伴い追加して生じる信用保証料については、年0.85%、ただし、一定の条件下で連帯保証人を付さない場合は、年1.05%)	原則として毎月分割返済 (据置期間2年以内ただし、融資対象者(7)の場合は、5年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●融資対象者(1)、(2)又は(7)の場合は、市町村長の認定書が必要となります。(有効期間は発効日から起算して30日です。) ●融資対象者(1)から(3)のいずれかの場合は、融資条件を別に定める場合があります。 ●融資対象者(6)の場合は、経済産業大臣の認定が必要です。

5 市町制度（本所管轄）

取扱金融機関		
中国銀行（本・支店）	阿波銀行（県内支店）	高知銀行（県内支店）
百十四銀行（県内支店）	四国銀行（県内支店）	おかやま信用金庫（本・支店）
広島銀行（県内支店）	トマト銀行（本・支店）	備前日生信用金庫（本・支店）
伊予銀行（県内支店）	香川銀行（県内支店）	吉備信用金庫（本・支店）
山陰合同銀行（県内支店）	もみじ銀行（県内支店）	笠岡信用組合（本・支店）
鳥取銀行（県内支店）	愛媛銀行（県内支店）	

※融資制度によっては、上記金融機関での取扱いがない場合がありますので、ご注意ください。

融資制度			資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
岡山市	中小企業一般資金保証融資制度	一般資金融資	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。	一企業者（組合等） 2,000万円以内 ※小口零細資金融資と合わせて2,000万円以内
		特別小口融資	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する個人の小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下）又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 過去1年間の市民税の所得割の課税があり、完納している。	一企業者（組合等） 2,000万円以内 ※特別小口融資扱いの既保証残高を含めて2,000万円以内
		小口零細資金融資	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。	一企業者（組合等） 2,000万円以内 ※既存の保証付き融資残高との合計で2,000万円以内
		中小企業振興資金融資	事業経営に必要な運転資金・設備資金 ※土地の取得資金を除く。	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等（小規模企業者を除く。） (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 岡山市大型店等進出対策資金融資を受けていない。	一企業者（組合等） 3,000万円以内
		短期安定資金融資	事業経営に必要な運転資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。	一企業者（組合等） 1,000万円以内
	中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金保証融資		事業経営に必要な運転資金・設備資金 ※土地の取得資金を除く。	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 競争力の強化、他の事業者との差別化等を図ろうとする中小企業者又は組合等であって、次のいずれかに該当するものとして市長の認定を受けている。 ①新技術又は新商品・新製品の研究開発及び導入を図ろうとする方 ②資源エネルギーの節約及び有効利用を図るための機械設備を導入しようとする方 ③ISO及びHACCPの認証取得を図ろうとする方	一企業者（組合等） 6,000万円以内 ※運転資金の場合3,000万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
7年以内	1.50%	保証料率Ⅲ	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	●証書貸付となります。
7年以内	（1.50%）	0.70%	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	取扱金融機関 協　　会	●証書貸付となります。
7年以内	（1.50%）	小口零細企業 保証料率 （責任共有対象外）	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	●証書貸付となります。
7年以内	1.50%	保証料率Ⅲ	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	●証書貸付となります。
12か月以内	1.30%	保証料率Ⅲ	一括返済 又は分割返済 （据置期間2か月以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	●手形貸付又は証書貸付となります。
運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 運設併用資金 10年以内	1.30%	保証料率Ⅲ	分割返済 （据置期間 運転資金1年以内 設備資金2年以内 運設併用資金2年以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	岡山市経済局 産業振興・雇用推進課中小企業振興室	●証書貸付となります。 ●市長の認定書が必要となります。

融資制度			資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
岡山市	中小企業体質強化対策資金保証融資	経営安定資金融資	経営安定又は体質改善のために必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 ※(4)の②に該当する場合は除く。 (3) 市税を完納している。 (4) 次のいずれかに該当するものとして市長の認定を受けている。 ①負債総額1,000万円以上で倒産した企業（以下「倒産企業」という。）に債権を有しており、次のいずれかに該当する。 イ.「倒産企業」に対する適正な取引に基づく債権が原則として30万円以上である。 ロ.「倒産企業」との年間又は月間取引額が全取引額の70%以上を占めている。 ②次のいずれかの災害を受け、罹災証明を受けた方 イ. 激甚災害指定を受けた災害 ロ. 災害救助法の適用を受けた災害 ハ. その他市長が認めた災害 ③自然災害等防止のために施設改修等を行おうとする方	一企業者（組合等） 1,500万円以内 ※(4)の①の認定の場合は、「倒産企業」に対する債権額の範囲内
		体質改善資金融資	経営安定又は体質改善のために必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 次のいずれかに該当するものとして市長の認定を受けている。 ①最近3か月間の売上が前年の同じ時期に比べ5%以上減少している。 ②最近3か月間の平均在庫量が前年の同じ時期の平均在庫量に比べ30%以上増加している。 ③最近の売上総利益率が前年の同じ時期に比べ10%以上低下している。 ④新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売り上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少しており、かつその後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少する見込みである。	一企業者（組合等） 1,500万円以内 ※融資対象者(4)の④の場合は、既存の体質改善資金と合わせて5,000万円以内
		大型店等進出対策資金融資	大型店等の進出により影響を受ける対策のために必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 大型店等の周辺地域において同種の商品を取り扱う方で、次のいずれかに該当するものとして市長の認定を受けている。 ①大型店等の営業開始が客観的に確実となったとき又は営業を開始した日から2年以内で資金を必要とする。 ②大型店等の進出により売上の減少等が生じて、その経営の合理化・設備の近代化等に資金を必要とする。	一企業者（組合等） 3,000万円以内 （運転資金の場合 1,500万円以内）
		緊急対策資金融資	関連倒産の防止のために必要な運転資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 25条指定金融機関（経営が悪化した金融機関で、市内の中小企業者（金融機関を除く。）に対し融資を実行しているものとして市長が指定したもの。）と融資関係にある中小企業者又は組合として市長の認定を受けている。	一企業者（組合等） 500万円以内
	中小企業公害防止施設改善資金保証融資		右記事業に必要な設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き 1 年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 公害防止もしくは改善の目的で次のいずれかの施設の新設又は移転を図ろうとするものとして市長の認定を受けている。 【対象となる施設】 汚水処理施設、大気汚染処理施設、騒音防止施設、振動防止施設、その他市長が必要と認めた施設等	一企業者（組合等） 500万円以内
	中小企業開業等資金保証融資	新事業創出資金融資	事業に必要な運転資金・設備資金 ※設備と一体的に取得する土地を含む。	●次の全ての要件に該当する中小企業者 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有し、岡山市内において事業を開始する。 (2) 市税を完納している。 (3) 中小企業等経営強化法第2条第3項並びに第4項第1号及び第2号のいずれかに該当する方 具体的な要件は次のとおりです。 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する。 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する。 ③会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する。 ④事業を開始した日以後の期間が 5 年未満の個人又は設立の日以後の期間が 5年未満の会社である。	一企業者 1,500万円以内 ※創業資金融資を合計して1,500万円以内 ※創業等関連保証の限度額以内 ※資格要件(3)の①・②に該当する場合は、融資金額と同額以上の自己資金を有していることが必要です。

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
10年以内	1.30%	保証料率Ⅲ 保証料率Ⅲ セーフティネット保証の場合 年 0.70% (年 0.80%)	分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	岡山市経済局産業振興・雇用推進課中小企業振興室	●証書貸付となります。 ●市長の認定書（有効期限は倒産の日から6か月以内）が必要となります。
運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 運設併用資金 10年以内	1.30%	保証料率Ⅲ	分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	岡山市経済局産業振興・雇用推進課中小企業振興室	●証書貸付となります。 ●市長の認定書が必要となります。
5年以内	1.30%	都度指定	分割返済 (据置期間6か月以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	岡山市経済局産業振興・雇用推進課中小企業振興室	●証書貸付となります。 ●市長の認定書（認定期間は市長が別途定めます。）が必要となります。
7年以内	1.30%	保証料率Ⅲ	分割返済 (据置期間6か月以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関協会	●証書貸付となります。 ●市長の認定書が必要となります。
7年以内	1.30%	0.70%	分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	取扱金融機関協会	●証書貸付となります。

融資制度			資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
岡山市	中小企業開業等資金保証融資	創業資金融資	事業に必要な運転資金・設備資金 ※設備と一体的に取得する土地を含む。	●次の全ての要件に該当する中小企業者 （1）岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有し、岡山市内において事業を開始する。 （2）市税を完納している。 （3）次のいずれかに該当する方 ①岡山市内において創業が確実（創業後6か月以内の方を含む。）であり、かつ、適切な事業計画を有する方で、原則として同一事業所に2年以上継続して勤務し、同種事業を営もうとしている。 ②岡山市の指定する創業塾等を修了し、岡山市内において創業が確実（創業後6か月以内の方を含む。）であり、かつ、適切な事業計画を有する方として岡山市が認定した方 ③岡山市起業家塾を修了し、岡山市内において創業が確実（創業後6か月以内の方を含む。）であり、かつ、岡山市が認定した方	一企業者 1,500万円以内 ※新事業創出資金融資を合計して1,500万円以内 ※所要資金の80%以内
岡山市	中小企業事業承継等資金保証融資	事業承継支援資金融資	運転資金・設備資金 ※融資対象者（5）に該当する場合、持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金及び付帯費用	●次の（1）から（3）に該当し、かつ（4）から（6）要件のいずれかに該当する中小企業者 （1）岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 （2）市税を完納している。 （3）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第1号、第3号、第4号、第5号の事由に係るものに限る。）を受けたもの。 （4）事業継続が困難な事業者から事業用資産等の譲渡を受けて、当該事業を承継しようとするもの。 （5）後継者による経営権の集約を目的として、持株会社が事業会社の株式を集約化しようとするもの。なお、「事業会社」とは、事業活動を継続して行っていて、事業承継の時期を迎えているが、自社株式の保有者が分散している、自社株式の評価が高額になっている等、事業承継計画の実施を必要としている会社をいう。また、「持株会社」とは、事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することにより、事業会社の事業活動を支配することを目的として設立された会社をいい、以下の全ての要件を満たす持株会社をいう。 ①事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することを目的として設立された持株会社であること。 ②持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。 ③事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を行っていること。 （6）M&A、EBO等による事業承継をこれから実施するため、事業継続が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とするもの。	一企業者（組合等） 1,500万円以内
岡山市	中小企業事業承継等資金保証融資	事業承継支援特別保証資金融資	次に掲げる資金 1. 融資対象者（3）に該当する場合、保証人（個人に限る。）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 2. 融資対象者（4）に該当する場合、事業承継前における保証人（個人に限る。）を提供している既往借入金の返済資金。	●次の（1）及び（2）に該当する中小企業者 （1）岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 （2）市税を完納している。 ●次の（3）または（4）に該当し、かつ、（5）に該当する中小企業者。 （3）信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 （4）令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 （5）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする。 ①資産超過であること ②EBITDA 有利子負債倍率（注）が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと （注）EBITDA有利子負債倍率 ＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）	一企業者（組合等） 1,500万円以内
玉野市	中小企業保証融資	小口資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合 （1）玉野市内に住所又は主たる事業所を有している。 （2）玉野市内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 （3）市税を完納している。 （4）協会において求償権を有していない。 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の風俗営業を営む方は除きます。 ※公共的共同施設事業又は市長が特に認める事業の設備資金の融資を受けようとする商店街振興組合等は、小規模企業者であること及び（1）、（2）の規定は適用しません。	一企業者（組合） 1,500万円以内 ※特別小口資金・企業振興資金との併用はできません。

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
7年以内	1.30%	保証料率Ⅲ	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関協会	●証書貸付となります。
7年以内	0.00%	保証料率Ⅲ	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関協会	●証書貸付となります。
7年以内	0.00%	保証料率Ⅲ 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は、岡山市制度「事業承継支援特別保証資金融資」保証料率	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関協会	●証書貸付となります。
7年以内	1.42%	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 据置期間 運転資金 6か月以内 設備資金 1年以内 運設併用資金 6か月以内	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関協会	―

融資制度			資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
玉野市	中小企業保証融資	特別小口資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合 （1）玉野市内に住所又は主たる事業所を有している。 （2）玉野市内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 （3）市税を完納している。 （4）協会において求償権を有していない。 （5）過去1年間の市民税の所得割の課税があり、完納している。 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の風俗営業を営む方は除きます。 ※公共的共同施設事業又は市長が特に認める事業の設備資金の融資を受けようとする商店街振興組合等にあっては、小規模企業者であること及び（1）、（2）、（5）の規定は適用しません。	一企業者（組合） 750万円以内 ※特別小口融資扱いの既保証残高を含め、2,000万円以内 ※小口資金・企業振興資金との併用はできません。
		企業振興資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合（小規模企業者を除く。） （1）玉野市内に住所又は主たる事業所を有している。 （2）玉野市内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 （3）市税を完納している。 （4）協会において求償権を有していない。 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の風俗営業を営む方は除きます。 ※公共的共同施設事業又は市長が特に認める事業の設備資金の融資を受けようとする商店街振興組合等にあっては、（1）、（2）の規定は適用しません。	一企業者（組合） 2,500万円以内 ※小口資金・特別小口資金との併用はできません。
備前市	商工振興融資制度		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 （1）備前市内において健全なる事業を営み、引き続き1年以上同一事業を経営している。 （2）市税を完納している。	一企業者（組合） 運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,000万円以内
瀬戸内市	小口資金融資制度		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 （1）瀬戸内市内において1年以上継続して現在の事業を経営している。 （2）市税を完納している。 ●既存残高のある場合 上記の要件に加え、次の要件も全て満たすこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。 （3）既存融資の償還状況が良好であり、既存融資額の2分の1以上の額の償還が完了している。 （4）現に融資を受けている指定金融機関から融資を受ける。 ●借換資金の場合 上記の要件に加え、次の要件も全て満たすこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。 （5）借換融資申請日の属する年度の前々年度の3月31日以前に融資を受け、既存残高がある。 （6）借換融資申請日前3か月の期間における売上高が前年同期よりも減少している。 （7）借換融資を受けることにより、経営の安定及び改善が見込まれる。 （8）協会における事故扱いをされていない。	一企業者（組合） 1,000万円以内
赤磐市	商工業振興資金保証融資制度		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 （1）赤磐市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいる。 （2）市税を完納している。	一企業者（組合） 500万円以内
和気町	小口資金融資制度		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 （1）和気町内に住所又は主たる事業所を有している。 （2）和気町内において1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 （3）町税を完納している。	一企業者（組合） 500万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
7年以内	(1.42%)	0.70%	原則として 毎月分割返済 据置期間 運転資金 6か月以内 設備資金 1年以内 運設併用資金 6か月以内	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	取扱金融機関協会	―
7年以内	1.42%	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 据置期間 運転資金 1年以内 設備資金 1年6か月以内 運設併用資金 1年以内	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関協会	―
7年以内	1.10% (1.10%)	保証料率Ⅲ	分割返済又は 一括返済 (据置期間6か月以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	備前市	―
7年以内	1.90% (1.90%)	保証料率Ⅲ	原則として 毎月分割返済 ※特別の場合は分割返済 据置期間 運転資金 6か月以内 設備資金 1年以内 運設併用資金 6か月以内	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	瀬戸内市商工会	●市長による協議回答書が必要となります。 ●条件変更を申し込む際には市長による融資条件変更決定通知書が必要となります。
5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 据置期間 設備資金 4か月以内	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	赤磐商工会	―
5年以内	1.90% (1.90%)	保証料率Ⅲ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	和気町	●町長の認定書が必要となります。

6 市町制度（倉敷支所管轄）

取扱金融機関		
中国銀行（本・支店）	トマト銀行（本・支店）	水島信用金庫（本・支店）
百十四銀行（県内支店）	香川銀行（県内支店）	備北信用金庫（本・支店）
広島銀行（県内支店）	もみじ銀行（県内支店）	吉備信用金庫（本・支店）
伊予銀行（県内支店）	おかやま信用金庫（本・支店）	笠岡信用組合（本・支店）
山陰合同銀行（県内支店）	玉島信用金庫（本・支店）	

※融資制度によっては、上記金融機関での取扱いがない場合がありますので、ご注意ください。

融資制度			資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
倉敷市	中小企業振興資金融資	小口資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下。その他市長が特に必要と認めたもの。）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合等 (1)倉敷市内に住所を有する方又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 (2)倉敷市内において原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)協会において求償権を有していない。	一企業者（組合） 1,000万円以内
		特別小口資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する個人及びNPO法人の小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下） (1)倉敷市内に住所を有する方又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 (2)倉敷市内において原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)協会において求償権を有していない。 (5)過去1年間の市民税の所得割の課税（NPO法人は法人税割）があり、完納している。 (6)特別小口保証による融資以外の融資を受けていない。	一企業者 1,000万円以内 ※特別小口融資扱いの既保証残高を含め、2,000万円以内
		小口零細企業資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合等 (1)倉敷市内に住所を有する方又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 (2)倉敷市内において原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)協会において求償権を有していない。 (5)当該企業が小口零細企業保証制度の対象になる。	一企業者（組合） 1,000万円以内 ※既存の保証付き融資残高との合計で2,000万円以内
		企業安定資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等（小規模企業者を除く。） (1)倉敷市内に住所を有する方又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 (2)倉敷市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)協会において求償権を有していない。 ※公共的共同施設事業であると市長が認める事業の設備資金の融資を受けようとする商店街振興組合等は、(1)、(2)の規定は適用しません。	一企業者（組合） 2,000万円以内 ※公共的共同施設事業であると市長が認める事業の設備資金の場合5,000万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。
※複数の倉敷市制度の資金を併用することとなった場合の全資金の合計の融資限度額は、併用することとなった資金のうち最も融資限度額が大きい資金の融資限度額に相当する金額となります。（公害防止施設改善資金は除きます。）

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
1年超～10年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	―
1年超～10年以内	(1.65%) ※NPO法人 1.80%	0.70% ※NPO法人 0.60%	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	取扱金融機関 協　　会	―
1年超～10年以内	(1.65%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有対象外)	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	―
1年超～10年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	―

融資制度		資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
倉敷市	公害防止施設改善資金	右記事業に必要な設備資金 ※工場等の移転に伴い取得する土地の取得資金を含む。	●倉敷市内に工場、事業場を有する中小企業者又は組合であって、次の全ての要件に該当する方 （1）倉敷市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 （2）市税を完納している。 （3）次のいずれかの施設の改善（中小企業者が行う公害防止施設の購入、設置又は改造）又は移転（中小企業者が行う公害発生施設を取り除くための当該工場、事業場又は作業場の移転）を行う設備資金（移転用地取得費用を含む。）を必要とする方で、県又は市から勧告もしくは指導を受けたものである。 【対象となる施設】 ばい煙処理施設、粉じん処理施設、排水処理施設、悪臭防止施設、騒音防止施設、振動防止施設、その他市長が必要と認める施設	一貸付当たり 1,500万円以内
	創業等支援資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者（組合及び医業を主たる事業とする法人を除く。） （1）創業等関連保証又は認定特定創業支援等事業による支援を受けた方で創業関連保証を受ける方 （2）次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する。 ※創業等関連保証を受ける場合、融資金額と同額以上の自己資金を有していることが必要です。 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた方で創業関連保証を受ける場合、1か月を6か月と読み替えます。また自己資金は不要です。 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する。 ※創業等関連保証を受ける場合、融資金額と同額以上の自己資金を有していることが必要です。 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた方で創業関連保証を受ける場合、2か月を6か月と読み替えます。また自己資金は不要です。 ③中小企業者である会社であって、その事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する。 ④事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない。 ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない。 ⑥会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していない。 ※①～⑥に該当する方については、融資実行時までにその許認可等を取得していることが必要です。 ※④～⑥に該当する方については、融資実行時までに、当該事業に着手していることが客観的に認められることが必要です。 （3）倉敷市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所（事務所）を有している。 ※（2）の①・②に該当する方については、倉敷市内に住所を有し、倉敷市内に主たる事業所を設置する計画があることが必要です。 ※（2）の③に該当する方については、倉敷市内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して協会の保証対象業種を営んでおり、倉敷市内に主たる事業所を設置する計画があることが必要です。 （4）市税を完納している。 （5）協会において求償権を有していない。 （6）現に協会の保証を受けている方にあっては、当該保証融資の償還が適正になされている。 （7）公序良俗に反するもの又は公序良俗に反する行為のために営業としてサービスの提供を行うものでない。 （8）一時的又は投機的なものでない。	一企業者 1,000万円以内 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた方で創業関連保証を利用する場合 1,500万円以内
	創業サポート特別資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する個人、中小企業者（その他の法人及び組合等は除く。） （1）認定特定創業支援等事業による支援を受け、かつ、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人が、6か月以内に新たに市内で事業を開始する具体的な計画を有すること。 ②事業を営んでいない個人が、6か月以内に新たに市内で会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有すること。 ③事業を営んでいない個人が、新たに市内で事業を開始し、その事業開始日以後1年を経過していないこと。 ④事業を営んでいない個人により新たに市内に設立された会社であって、その設立日以後1年を経過していないこと。 （2）倉敷市内に住所を有する個人又は主たる事業所を有する会社 ①、②に該当する方については、倉敷市内に主たる事業所を設置する計画があること。 ③、④に該当する方については、融資実行時までに当該事業に着手していることが客観的にみとめられること。 ①～④に該当する方については、融資実行時までにその許認可等を取得している（①、②に該当する方については、取得が確実である見通しがある。）	一企業者 350万円

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。
※複数の倉敷市制度の資金を併用することとなった場合の全資金の合計の融資限度額は、併用することとなった資金のうち最も融資限度額が大きい資金の融資限度額に相当する金額となります。（公害防止施設改善資金は除きます。）

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
7年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月均等分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	倉　敷　市	ー
1年超～10年以内	(1.65%)	0.70%	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	取扱金融機関 協　　会	●証書貸付となります。
1年超～7年以内	(0.30%)	0.70%	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	取扱金融機関 協　　会	●証書貸付となります。

融資制度			資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
笠岡市	中小企業支援資金融資	小規模企業対策資金保証融資	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人） (1)笠岡市内に主たる事業所を有している。 (2)笠岡市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)協会において求償権を有していない。	一企業者 1,000万円以内 ※笠岡市小口零細企業保証と合わせて1,000万円以内
		小口零細企業保証	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下の会社及び個人） (1)笠岡市内に主たる事業所を有している。 (2)笠岡市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)協会において求償権を有していない。	一企業者 1,000万円以内 ※笠岡市小規模企業対策資金保証融資と合わせて 1,000万円以内 ※既存の保証付き融資残高との合計で1,250万円以内
井原市	中小企業特別融資	小口資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模事業者又は組合（医業を主たる事業とする法人を除く。） (1)井原市内に主たる事務所を有している。 (2)井原市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)協会において求償権を有していない。 ※小規模事業者又は組合とは、中小企業者のうち資本の額又は出資の額が1,000万円以下の会社、常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は個人、中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する事業協同小組合、企業組合、協同組合又は商工組合その他市長が特に必要と認めたものをいいます。	一企業者（組合） 700万円以内 ※企業安定資金との合算で 1,500万円以内 （組合の場合2,000万円以内）
		企業安定資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合（医業を主たる事業とする法人を除く。） (1)井原市内に主たる事務所を有している。 (2)井原市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)協会において求償権を有していない。 ※中小企業者又は組合とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する団体(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、商店街振興組合法第2条に規定する組合及び環境衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律第3条に規定する生活衛生同業組合をいいます。	一企業者 700万円超 1,500万円以内 組　　合 700万円超 2,000万円以内 ※小口資金との合算で 1,500万円以内 （組合の場合2,000万円以内）
総社市	中小企業保証融資	小口資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 (1)総社市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (2)市税を完納している。 (3)協会において求償権を有していない。	一企業者（組合） 1,000万円以内
		特別小口資金	事業経営に必要な運転資金	●次の全ての要件に該当する個人事業者 (1)総社市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (2)市税を完納している。 (3)協会において求償権を有していない。 (4)過去1年間の市民税の所得割の課税があり、完納している。 (5)常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下である。	一企業者（組合） 300万円以内 ※特別小口融資扱いの既保証残高を含め2,000万円以内 ※既に特別小口資金の利用がある場合、完済後の取扱いとなります。
高梁市	中小企業振興資金保証融資制度		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 (1)高梁市内に住所を有する。 (2)高梁市内において引き続き1年以上同一保証対象事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)協会において求償権を有していない。	一企業者（組合） 1,000万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 運設併用資金 10年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	取扱金融機関 協　　会	●保証期間1年以内の場合には一括返済も可能です。
運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 運設併用資金 10年以内	(1.85%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有対象外)	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	取扱金融機関 協　　会	●保証期間1年以内の場合には一括返済も可能です。
5年以内	1.90% (1.90%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	–
運転資金 6年以内 設備資金 8年以内 運設併用資金 8年以内	2.10% (2.10%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	–
10年以内	1.50% (1.50%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	–
10年以内	(1.50%)	0.70%	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	取扱金融機関 協　　会	–
7年以内	1.90% (1.90%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月又は 隔月の分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	取扱金融機関 協　　会	–

融資制度			資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
新見市	中小企業融資あっせん	普通融資	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は中小企業協同組合 （1）新見市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 （2）健全なる事業である。 （3）市税を完納している。	一企業者（組合） 1,000万円以内
		特別小口融資	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている中小企業協同組合 （1）新見市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 （2）健全なる事業である。 （3）過去1年間の市民税の所得割の課税があり、完納している。 （4）特別小口保証による融資以外の融資を受けていない。	一企業者（組合） 300万円以内
		災害融資	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は中小企業協同組合 （1）新見市内において1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 （2）健全なる事業である。 （3）市税を完納している。	一企業者（組合） 700万円以内 ※普通融資、特別小口融資とは別枠
浅口市	小規模企業対策資金保証融資制度		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人で、浅口市内に店舗又は工場、事業所を有し、製造業（加工修理業を含む。）、物品販売業、鉱業、旅館業、その他市長の認めた事業のいずれかの事業を営んでいる方）（組合及び医業を主たる事業とする法人を除く。） （1）浅口市内に住所を有する方又は浅口市内に主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 （2）浅口市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 （3）市税を完納している。	一企業者 500万円以内
早島町	中小企業低利融資		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 （1）早島町内に引き続き1年以上店舗、工場等の事業所を有している。 （2）町税を完納している。	一企業者（組合） 700万円以内
里庄町	小規模企業対策資金保証融資制度		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下の会社及び個人で、里庄町内に店舗又は工場、事業所を有し、協会の保証対象となる事業を営んでいる方）（組合及び医業を主たる事業とする法人を除く。） （1）里庄町内に住所を有する方又は里庄町内に主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 （2）里庄町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 （3）町税を完納している。	一企業者 500万円以内
矢掛町	小口資金保証融資		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 （1）矢掛町内で引き続き1年以上商工業を営んでいる。 （2）町税を完納している。 （3）この資金について事故になったことがない。	一企業者（組合） 1,000万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
5年以内	1.90% (1.90%)	保証料率Ⅱ	毎月分割返済 又は 一括返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	新　見　市	●市長のあっせん書が必要となります。
5年以内	(1.90%)	0.70%	毎月分割返済 又は 一括返済	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	新　見　市	●市長のあっせん書が必要となります。
5年以内	都度指定	都度指定	毎月分割返済 又は 一括返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 都度指定	新　見　市	●市長のあっせん書が必要となります。
5年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	浅　口　市	―
7年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	毎月均等分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	早　島　町	●町長の認定したあっせん申込書が必要となります。
5年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	商　工　会	―
7年以内	1.80% ※令和4年3月31日申込受付分まで 0.60%	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	備中西商工会 矢掛支所 又は矢掛町	―

7 市町制度（津山支所管轄）

取扱金融機関		
中国銀行（本・支店）	鳥取銀行（県内支店）	備北信用金庫（本・支店）
広島銀行（県内支店）	トマト銀行（本・支店）	倉吉信用金庫（県内支店）
山陰合同銀行（県内支店）	津山信用金庫（本・支店）	真庭農業協同組合

※融資制度によっては、上記金融機関での取扱いがない場合がありますので、ご注意ください。

融資制度			資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
津山市	中小企業融資制度	小口資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者（個人又は会社等） (1)津山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2)津山市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 ●災害による特別融資 上記(1)～(3)に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同時期に比べ5%以上減少することが見込まれる。	一企業者 3,000万円以内 ※小口零細企業資金と合わせて3,000万円以内 ※災害の場合には、別枠として500万円以内
		特別小口資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下の会社等及び個人） (1)津山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2)津山市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)過去1年間の市民税の所得割の課税があり、完納している。	一企業者 2,000万円以内 ※特別小口融資扱いの既保証残高を含め、2,000万円以内
		小口零細企業資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下の会社等及び個人） (1)津山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2)津山市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 (4)当該企業が小口零細企業保証制度の対象になる。	一企業者 2,000万円以内 ※既存の保証付き融資残高との合計で2,000万円以内
真庭市	商工業融資制度	小口資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等 (1)真庭市内に住所を有している。 (2)真庭市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。	一企業者（組合） 700万円以内 ※小口零細企業資金と合わせて700万円以内
		小口零細企業資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合等 (1)真庭市内に住所を有している。 (2)真庭市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。	一企業者（組合） 700万円以内 ※小口資金と合わせて700万円以内 ※既存の保証付き融資残高との合計で1,250万円以内
美作市	商工融資制度	小口資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者（個人又は会社）（組合及び医業を主たる事業とする法人を除く。） (1)美作市内に居住している。 (2)美作市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。	一企業者 500万円以内 ※小口零細企業資金と合わせて500万円以内
		小口零細企業資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあっては5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下の会社及び個人）（組合及び医業を主たる事業とする法人を除く。） (1)美作市内に居住している。 (2)美作市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。	一企業者 500万円以内 ※既存の保証付き融資残高との合計で1,250万円以内 ※小口資金と合わせて500万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
10年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	●融資限度額、融資期間、据置期間については令和5年3月31日までの保証申込受付分を対象とします。 ●災害による特別融資の場合は、令和4年3月31日までの保証申込受付分を対象とします。
10年以内	(1.65%)	0.70%	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	取扱金融機関 協　　会	●融資限度額、融資期間、据置期間については令和5年3月31日までの保証申込受付分を対象とします。
10年以内	(1.65%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有対象外)	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関 協　　会	●融資限度額、融資期間、据置期間については令和5年3月31日までの保証申込受付分を対象とします。
7年以内	1.90% (1.75%)	保証料率Ⅱ	分割返済 又は 一括返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	真庭商工会	—
7年以内	(1.75%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有対象外)	分割返済 又は 一括返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	真庭商工会	—
5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	美作市管内の 商　工　会	—
5年以内	(1.85%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有対象外)	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	美作市管内の 商　工　会	—

融資制度			資金使途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
鏡野町	中小企業振興資金融資制度		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合（医業を主たる事業とする法人を除く。） （1）鏡野町内に主たる事務所を有している。 （2）鏡野町内において原則として引き続き1年以上保証対象事業を行っている。 （3）町税を完納している。 （4）協会において求償権を有していない。 （5）既存の当該保証融資の償還が適正になされている。	一企業者（組合） 500万円以内
勝央町	商工融資制度	商工融資	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 （1）勝央町内に主たる事業所を有している。 （2）勝央町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 （3）町税を完納している。	一企業者（組合） 500万円以内 ※小口零細企業融資と合わせて500万円以内
		小口零細企業融資	事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合 （1）勝央町内に主たる事業所を有している。 （2）勝央町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 （3）町税を完納している。	一企業者（組合） 500万円以内 ※商工融資と合わせて500万円以内 ※既存の保証付き融資残高との合計で1,250万円以内
奈義町	中小企業融資		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 （1）奈義町内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 （2）町税を完納している。 （3）協会において求償権を有していない。	一企業者（組合） 500万円以内 ※現在当制度の利用がある場合、完済後の取扱いとなります。
久米南町	商工業融資制度		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 （1）久米南町内に主たる事務所又は事業所を有している。 （2）久米南町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 （3）町税を完納している。 （4）製造業、卸売業、建設業、小売業、サービス業等を営んでいる。	一企業者（組合） 500万円以内
美咲町	商工融資制度		事業経営に必要な運転資金・設備資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 （1）美咲町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 （2）町税を完納している。	一企業者（組合） 500万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、1ページをご覧ください。
※融資利率の（　）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	毎月分割返済 又は 一括返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関協会	—
5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	取扱金融機関協会	—
5年以内	(1.85%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有対象外)	原則として 毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	取扱金融機関協会	—
5年以内	1.75% (1.75%)	保証料率Ⅱ	毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	作州津山商工会	—
5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 分割返済 据置期間 運転資金1か月以内 設備資金3か月以内 運設併用資金3か月以内	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	久米郡商工会	—
5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	久米郡商工会	—

8 信用保証料率・割引一覧（抜粋）

（単位：%）

融資制度			責任共有※1	信用保証料率区分 ※2									割引 ※3				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	会計参与	小規模	創業資金	事業承継
岡山県	小規模企業支援資金	（一般）	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	－	－
		（小口零細）	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2	－	－
	新エネ・環境対策資金		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
	経済変動対策資金	融資対象者（1）	対象	0.80									－	▲0.1	－	－	－
		融資対象者（2）（3）（4）	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
	経営安定資金		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
	経営革新資金		対象	1.32	1.20	1.04	0.88	0.72	0.70	0.70	0.50	0.35	－	▲0.1	－	－	－
				0.70（経営革新関連保証を利用する場合）									－	▲0.1	－	－	－
	事業活性化短期資金	（一般融資）	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
		（流動資産担保融資）	対象	0.68									－	▲0.1	－	－	－
	新規創業資金		対象外	0.70									－	▲0.1	－	▲0.2	－
	事業再生資金		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
	事業承継対策資金	融資対象者（1）（2）	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	▲0.2
		融資対象者（3）※4	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
				0.80	0.70	0.59	0.49	0.42	0.41	0.40	0.30	0.20	－	－	－	－	－
	働き方改革応援資金		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
	危機対策資金	融資対象者（1）	対象外	0.70									－	▲0.1	－	－	－
		融資対象者（2）	対象外	0.80									－	▲0.1	－	－	－
		融資対象者（3）（4）（5）	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
		融資対象者（6）	対象外	0.70									－	▲0.1	－	－	－
		融資対象者（7）	対象	0.20〔条件変更時 0.85（連帯保証人無 1.05）〕									－	－	－	－	－
岡山市	中小企業一般資金保証融資制度	一般資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	－	－
		特別小口融資	対象外	0.70									－	▲0.1	－	－	－
		小口零細資金融資	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2	－	－
		中小企業振興資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
		短期安定資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	－	－
	新技術、新商品・新製品開発導入資金融資		対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
	中小企業体質強化対策資金保証融資	経営安定資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
		体質改善資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
		大型店等進出対策資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
	公害防止施設改善資金融資		対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
	中小企業開業等資金保証融資	新事業創出資金融資	対象外	0.70									－	▲0.1	－	▲0.2	－
		創業資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	▲0.2	－
	中小企業事業承継等資金保証融資	事業承継支援資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	▲0.2
		事業承継支援特別保証資金融資 ※4	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
				1.08	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	－	－	－	－	－
倉敷市	中小企業振興資金融資	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	－	－
		特別小口資金	対象外	0.70									－	▲0.1	－	－	－
		小口零細企業資金	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2	－	－
		企業安定資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
	公害防止施設改善資金		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－	－	－
	創業等支援資金		対象外	0.70									－	▲0.1	－	▲0.2	－
	創業サポート特別資金		対象外	0.70									－	▲0.1	－	▲0.2	－
津山市	中小企業融資制度	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	－	－
		特別小口資金	対象外	0.70									－	▲0.1	－	－	－
		小口零細企業資金	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2	－	－

…県下全域　…本所管轄　…倉敷支所管轄　…津山支所管轄

（単位：%）

融資制度			責任共有※1	信用保証料率区分 ※2									割引 ※3		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	会計参与	小規模
玉野市	中小企業保証融資	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		特別小口資金	対象外	0.70									－	▲0.1	－
		企業振興資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－
笠岡市	小規模企業対策資金保証融資制度		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
	小口零細企業保証制度		対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2
井原市	中小企業特別融資	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		企業安定資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	－
総社市	中小企業保証融資	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		特別小口資金	対象外	0.70									－	－	－
高梁市	中小企業振興資金保証融資制度		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
新見市	中小企業融資あっせん保証融資	普通融資	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		特別小口融資	対象外	0.70									－	▲0.1	－
備前市	商工振興融資斡旋		対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
瀬戸内市	小口資金融資制度		対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
赤磐市	商工業振興資金保証融資制度		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
真庭市	商工業融資制度	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		小口零細企業資金	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2
美作市	商工融資制度	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		小口零細企業資金	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2
浅口市	小規模企業対策資金保証融資制度		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
和気町	小口資金融資制度		対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
早島町	中小企業低利融資		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
里庄町	小規模企業対策資金保証融資制度		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
矢掛町	小口資金保証融資		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
鏡野町	中小企業振興資金融資制度		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
勝央町	商工融資制度	商工融資	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		小口零細企業融資	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2
奈義町	中小企業融資		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
久米南町	商工業融資制度		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
美咲町	商工融資制度		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2

※1　「対象」と記載しているものでも、保険の種類等によっては責任共有制度の対象外になることがあります。「対象外」と記載しているものは、保険の種類等によらず責任共有制度の対象外です。ただし、NPO法人については、一部異なることがあります。

※2　保険の種類によっては、リスク考慮型保証料率ではなく、固有の保証料率になることがあります。

※3　保険の種類によっては、有担保による割引の対象外になることがあります。

※4　経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、下段（低率）の保証料率となります。

事業所及び担当区域のご案内

【ご注意】
- 申込に際しては、第三者の介入はお断りします。
- 金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する申込はお断りします。
- 申込手続や債務返済などについてのご相談は、必ずご自身で行ってください。

津　山　支　所

〒708-8691
津山市大手町３番の４
TEL 0868-22-7276 FAX 0868-24-4471

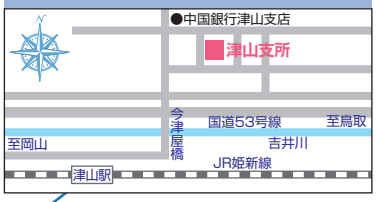

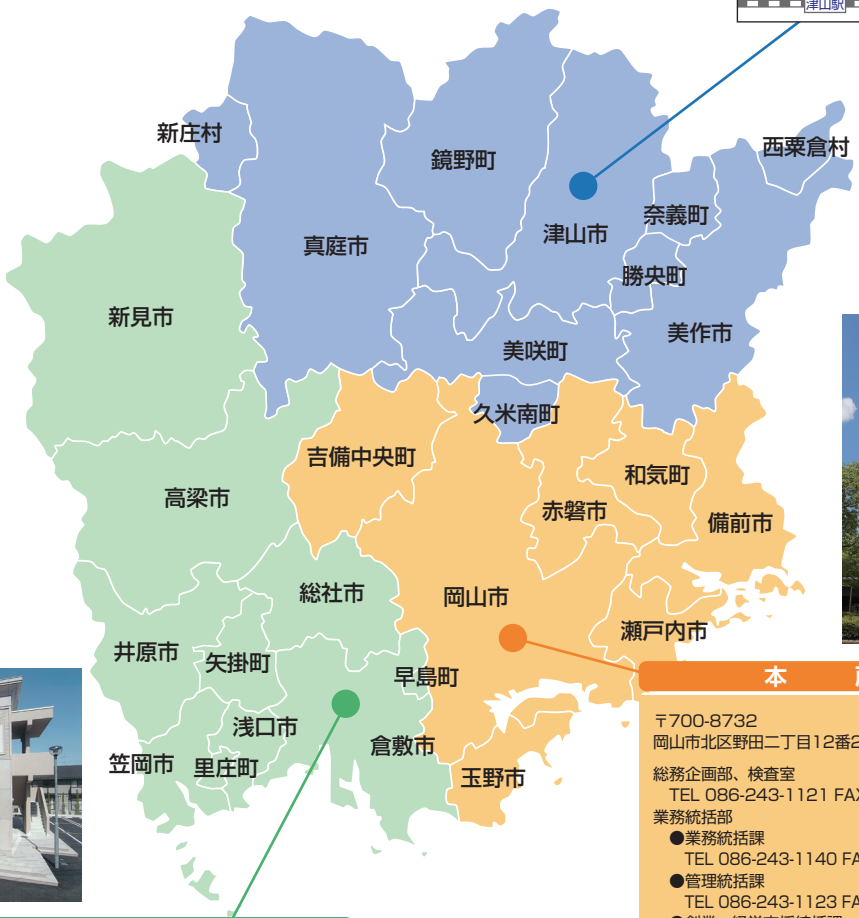

本　　所

〒700-8732
岡山市北区野田二丁目12番23号

総務企画部、検査室
TEL 086-243-1121 FAX 086-244-3823
業務統括部
- 業務統括課
  TEL 086-243-1140 FAX 086-244-3807
- 管理統括課
  TEL 086-243-1123 FAX 086-244-3807
- 創業・経営支援統括課
  TEL 086-243-1124 FAX 086-244-3807

保証経営支援部
- 保証事務課
- 保証経営支援一課
- 保証経営支援二課
  TEL 086-243-1122 FAX 086-244-3896

倉　敷　支　所

〒710-8691
倉敷市大島54番地2
TEL 086-425-3103 FAX 086-426-6763

信用保証をご利用になる皆さまへ 暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません!

岡山県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは
- 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- 暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者
- 暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
- 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

信用保証の申込に当たっては、申込人及び保証人が反社会的勢力等に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないこと等を表明確約する旨の書類の提出をお願いいたします。

VEGETABLE OIL INK